

# 大田区ペットの災害対策 ガイドライン

平成26年3月  
大田区 防災課・生活衛生課

# 目次

<b>I</b>	<b>ガイドライン作成の背景と目的</b>	
1	目的	3
2	背景	3
3	方向性	3
4	定義	4
<b>II</b>	<b>飼い主としての対応</b>	
1	平常時からの準備	5
2	災害発生時の行動	6
<b>III</b>	<b>避難所運営組織の対応</b>	
1	平常時からの準備	7
2	災害発生時の行動	7
<b>IV</b>	<b>区での取り組み</b>	
1	区の活動	9
2	避難所運営組織との連携	11
3	東京都獣医師会大田支部との連携及び活動内容	11
4	ボランティアの活用	11
5	(仮)避難所におけるペット対応標準マニュアルの作成	11
6	今後の課題	11
<b>V</b>	<b>避難所における飼育ルール</b>	13

# I ガイドライン作成の目的と背景

## 1 目的

本ガイドラインは、地域防災計画に規定する「動物の管理保護活動」に基づき、具体的な内容を提示したものです。

本ガイドラインには、飼い主が備えるべきことや災害時での対応すべきことをお示ししました。また、避難所運営組織やペットを飼っていない方々にもご理解いただき、災害時の避難所において、ペットの受入れ及び飼育など、適切な管理保護活動が行えるようにすることを目的としています。

## 2 背景

近年、犬や猫などのペットを家族の一員として共に暮らす方が増えており、区内では、登録犬が約3万頭、また同数程度の猫が飼育されるなど、多数のペットが飼育されています。

飼い主は、災害時、自宅建物の倒壊・焼失等により自宅での生活ができなくなれば、区内の避難所等に避難することになります。災害時には、何よりも人命が優先され、飼い主とペットが必ず一緒にいられるとは言い切れません。

一方で、過去の被災地では、ペットへの愛着があるが故に離れることができず、長時間、車中での生活を選びエコノミークラス症候群で人命が失われたり、ペットがいるからと自宅にとどまり、津波などの二次被害に巻き込まれた事例がありました。自宅が倒壊したり、火の手が迫るなどして避難する必要がある場合に、「ペットがいるから避難できない」とその場にとどまることは、新たな被害につながる可能性があります。また、避難できる場所がないからと、飼い主がペットを放せば、放されたペットが周囲の人間に危害を加えるおそれがあります。動物に不妊去勢措置がなされていない状態で野放しになれば、繁殖により増加し、公衆衛生上の環境の悪化、従来の生態系や野生生物への影響を与える恐れもあります。

これらを踏まえ、避難所への同行避難や避難所で、どのように飼育したらよいか課題となっておりました。

## 3 方向性

区では東日本大震災をはじめとする過去の震災の教訓と経験に基づき、災害時の「動物管理保護活動」という課題に対し、「区民の安全・安心を確保する」といった視点から捉え、対応を進めていきます。

そこで、まず、飼い主とペットが災害から命を守る「事前の備え」と災害のあと生き延びるための備え「事後の対応」について、飼い主自身による「自助」、避難所等での地域との協力による「共助」、また、区の役割である「公助」について、一定のルールを定めました。

今後、区では、避難所における態勢づくりに活用していただくことを目的として、適正な飼育管理方法を具体的に示した「(仮) 避難所におけるペット対応標準マニュアル」を作成していきます。

## 4 定義

### ① ペットとは

本ガイドラインに定めるペットとは、避難所への同行避難を想定し、犬や猫などの小動物を対象とします。なお、人に危害を与える恐れのある大型動物や危険動物、特別な管理が必要な動物（トラ、ニホンザル、ワニ、マムシ等）は受け入れることができません。

※ 身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）については、公共施設や公共交通機関、不特定多数の者が使用する施設（飲食店、デパート、ホテル等）において、その同伴を拒んではならないと定義されております。

### ② 避難所とは

大地震発生で家屋が倒壊あるいは焼失して住む家を失った人が一時的に避難生活を送る場所です。現在、大田区では区立小中学校等の91施設を避難所に指定し、自治会・町会単位で、避難する避難所が割り当てられています。そのほかには障がい者などのための福祉避難所、避難所を補完する場所として都立高校などを補完避難所として定めています。

### ③ 避難所運営組織とは（防災活動拠点会議、避難所運営協議会）

避難所生活は制約の多い不便な集団生活になりますが、少しでも円滑に共同生活が送れるよう、自治会・町会や学校関係者で構成された組織によって、平常時から災害時を想定した避難所運営を区立小・中学校等91か所の学校防災活動拠点会議(避難所運営協議会)で協議しています。あわせて、地域の防災拠点としての訓練も実施しています。

※ 平成28年度以降は、学校防災活動拠点会議として活動します。(順次、整備中)

### ④ ペットとの同行避難

災害発生時、自宅で生活することができず、飼い主が飼育しているペットとともに避難所などに避難することです。

同行避難は、飼い主である人の命を守ることや動物愛護、放浪動物による人への危害の防止、生活環境保全といった観点からも、重要なことです。なお、同行避難とは避難先で飼い主とペットとの同室での生活や同居を意味するものではありません。

## Ⅱ 飼い主としての対応



### 1 平常時からの準備

飼い主は、災害に備えて平常時からいざというときのことを考え、飼い主としてとペットの「防災」、「減災」のための準備をしましょう。

#### ① 飼い主とペットの備蓄品の準備（最低3日分）

【飼い主の備蓄の例】	【ペットの備蓄の例】
◎非常食 アルファ化米や缶詰、チョコレート	◎避難用品 首輪、リード、ケージ、キャリーバッグ
◎水 飲料水は、一人1日3リットルが目安	◎フード、水（食器、療法食・薬含む）
◎生活用品 毛布、生理用品、トイレ	◎ペット用品 トイレ用品（処理用具）、タオル

#### ② 同行避難にも合わせられる、しつけをする

災害時はペットもパニックになり、いつもと違う行動をとる可能性があります。こうした状況下で、ペットと安全に避難し、避難所で他の避難者の迷惑にならないようにするためには、普段からキャリーバッグやケージに入ることに慣らすことや、「待て」「おすわり」などといった基本的なしつけが必要となります。

#### ③ 身元表示をしておく

首輪などに身元がわかる表示をしましょう



名札（ケージ装着用）



名札（動物装着用）

#### ④ 健康管理（獣医師との相談など）

狂犬病予防注射やワクチンの接種状況、既往症、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報は災害時においても役立ちます。また、ダニやノミの駆除も普段から行いましょう。

#### ⑤ 飼い主同士や親戚、友人等と緊急時の預け先の検討

ペットがストレスの少ない環境で生活を送れるよう預け先を決めておきましょう。

#### ⑥ 避難所の確認や避難ルートの確認

普段の散歩等でペットとともに避難経路を確認することでスムーズに避難できます。

#### ⑦ 講習会や防災訓練への積極的な参加

地域の防災訓練に参加するなど、災害に対する意識を高めることが重要です。また、飼い主同士のコミュニティを日ごろから作っておくことで、災害時に協力してペットの飼育をしやすい環境をつくることができます

#### ⑧ 自宅の耐震化など飼い主・ペットの安全のスペースの確保

家具の固定やガラスの飛散防止など飼い主とペットがケガをしないことが大切です。

## 2 災害発生時の行動

自宅にすることができなくなった場合は、避難所にペットと同行避難をすることが考えられます。避難所は集団生活を送る場所となりますが、ペットの鳴き声、におい、アレルギーなどの問題から避難者の居住スペースでのペットとの同居は極めて困難かと思われます。

万一、避難所で生活を送ることになった場合は、飼い主同士の責任、協力でペットを飼育することになります。

災害時にペットを守るためには、飼い主が無事であることが重要です。まず、飼い主自身の身の安全を確保し、次いで、ペットの安全を確保しましょう。犬にはすぐにリードをつけ、猫は慣れたケージなどにいれましょう。

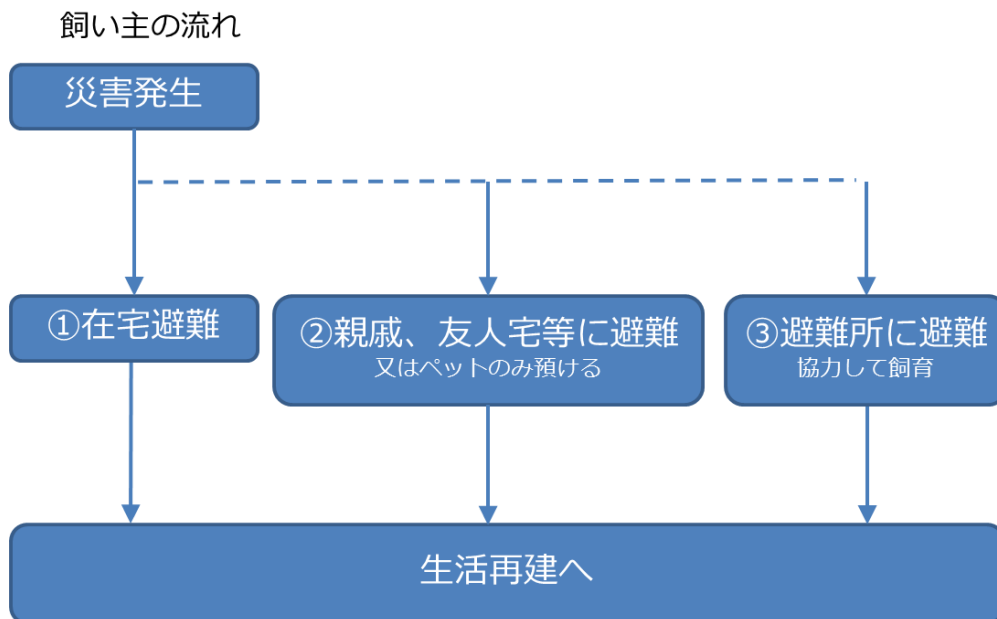
### 【自宅が安全ならば】

- ・ 近隣の状況確認と防災・減災活動を実施
- ・ 飼い主同士による飼育協力
- ・ 地域（自治会・町会）への状況報告

### 【親戚宅や避難所に避難しなければならないとき】

- ・ ペットとの同行避難となるが、ケージやリードなどでしっかり管理する。
- ・ 飼い主用非常持ち出し品とペット用備蓄品を携帯する。
- ・ 避難所では、ペットとの同居は困難であることを理解し、専用の飼育場所で飼育する
- ・ 飼育ルールを確認する。
- ・ 飼い主同士で「飼い主の会」を編成し、相互に協力して、避難所における飼育ルール（※）に基づきペットを飼育する。

※ 飼育ルールの具体例はP14を参照してください。



## Ⅲ 避難所運営組織の対応

同行避難にあたっては、まず、飼い主が責任と自覚を持ち、平常時から、避難する場合に備えてペットに必要なしつけを行い、備蓄を行うなど努力することが必要です。その上で、避難所運営組織の皆さんにも事前の対策をしていただき、災害時には、集団生活の中、双方の立場を理解・尊重できる過ごしやすい避難所の環境をつくりましょう。

### 1 平常時からの準備

#### (1) ペットの飼育場所を検討する

避難所敷地内に、飼育する場所を検討しましょう。飼育場所は、活動マニュアルに反映させるとともに、事前に飼い主に周知を図っておくとよいでしょう。

◎飼育場所を選定する際のポイント

- ① 「人の居住場所」と「ペットの飼育場所」は分ける。
- ② 雨風がしのげる場所。
- ③ ペットを飼育していない避難者とできるだけ動線が交わらない場所。
- ④ 鳴き声や臭いが人の居住場所にできるだけ届かない場所。

#### (2) 飼育ルールを検討する

他の避難者や衛生面、事故防止にも配慮した「飼育ルール」を決めておきましょう

◎ルールのポイント

- ① ペットは飼育場所で飼育し、人の居住場所には持ち込まない。
- ② ペットは、飼育場所でケージ内または繋ぎとめて飼育する。
- ③ ペットの飼育管理は、飼い主が責任を持って行う。
- ④ 飼い主は、『避難所内は人優先』の原則を守る。

※ 飼育ルールの具体例はP14を参照してください

### 2 災害時における行動

下記のようにペットの飼育管理は、ペットを連れてきた飼い主が協力して行います。

#### (1) 「飼い主の会」による飼育管理

- ① 飼い主全員で「飼い主の会」を編成する。
- ② ペットを飼育する場所を設置する。
- ③ 飼育場所にペットを収容し、登録名簿にペットを登録する。
- ④ 会員全員で飼育ルールを確認し、飼育に係る作業・当番を決定する。
- ⑤ 会員による共同作業
  - ・ 飼育場所全体と周辺区域の清掃・消毒、廃棄物、汚物集積場所の処理
  - ・ 救援物資（ペットフード、資材等）の搬入、仕分け、配分
  - ・ 給餌、後片付け、汚物の処理、散歩、危害防災のための飼い主による個別作業

#### (2) 資材等

ペットの飼育管理に必要な資材（ケージ・その他の用具）と当面の食糧は、飼い主がそれぞれ持ち寄っていただくのが原則です。

※ **ペットを飼育する上では、飼育ルールをまもることがとても重要です**

避難所は、様々な人が生活を送る場所です。人とペットが秩序ある共同生活を営むためには、飼い主は普段以上に周囲へ配慮し、飼育ルールを厳守してペットの適正飼育に努めることが重要です。

飼い主全員に飼育ルールの周知を徹底するとともに、飼い主以外の他の避難者にも理解が得られるよう掲示や説明を行い、お互いが気持ちよく過ごすことのできる環境を作りましょう。



## IV 区の取り組み

### 1 区の活動

#### 【平常時の活動】

飼い主への普及啓発として、平常時・災害時での飼い主としての責任・役割などについてパンフレットやペット防災対策講演会などを通じ、普及啓発します。

#### 【災害時の活動】

区は、保健所生活衛生課に「動物対策班」を設置し、次のことを行います。

#### (1) 関係団体への要請

##### ① 東京都獣医師会大田支部

協定に基づき、動物病院内への負傷動物救護所の設置・獣医療の提供、避難所の巡回による飼育相談等についての要請を行います。

##### ② 東京都

負傷動物や放浪動物の保護、不足する資材・動物用食料・医薬品等の支援、獣医療の提供、特定動物逸走時の対応等についての要請を行います。

#### (2) 東京都獣医師会大田支部との連携

- ① 負傷動物救護所の開設・稼働状況について、獣医師会大田支部長から報告を受け、区災害対策本部及び避難所と情報を共有します。
- ② 負傷動物救護所で不足する医薬品・器具・機材・動物用食料等について、東京都等からの支援物資を活用するなどして支援を行います。
- ③ その他、協定に基づく動物救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行います。

#### (3) 被災動物への対応

##### ① 避難所で飼い主が行う動物飼育活動への支援

各避難所の収容動物数、飼育状況、不足している資材や動物用食料などについての情報を収集し、東京都等からの支援物資を活用するなどして支援を行います。また、必要に応じて避難所に職員を派遣し、飼育指導等の助言を行います。加えて、避難所の巡回について獣医師会大田支部に要請し、獣医師による飼育相談が受けられる体制を整備します。

##### ② 負傷動物への対応

獣医師会大田支部に要請し、会員動物病院を負傷動物救護所として、負傷動物の治療を行います。

##### ③ 放浪動物や危険動物（特定動物等）逸走時の対応

東京都動物愛護相談センター及び警察に依頼して、迅速な捕獲等の必要な措置をとります。なお、人に危害が及ぶ可能性のあるときは、区は必要に応じて住民や避難所等に周知し、避難誘導等を図ります。

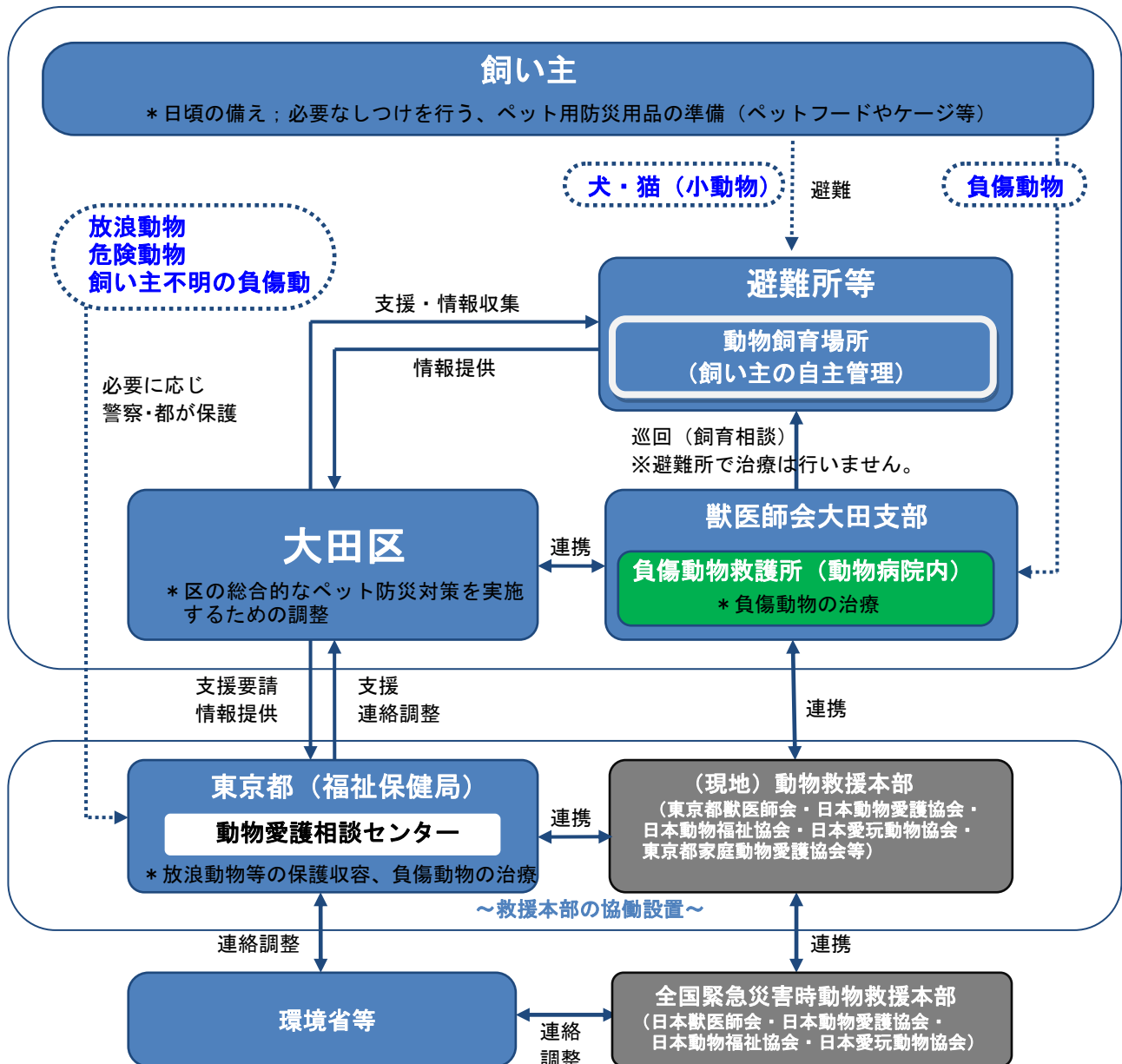
(4) 相談対応

区民及び避難所からのペットに関する相談に対応します。なお、獣医療行為等についての相談は、獣医師会大田支部会長に連絡します。

(5) 関係機関との情報共有及び調整

獣医師会大田支部、避難所（飼い主の会）、区災害対策本部、東京都等の関係団体と連絡を取り合い、情報の共有を図ります。

●全体の流れ



## 2 避難所運営組織との連携

災害時に自宅で生活することができない被災者で、家族の一員としてペットと暮らしている方が防災活動拠点(避難所)に避難されることが想定されます。

防災活動拠点(避難所)では多くの被災者が団体に避難生活を過ごす場であり人が優先です。ほかの避難者に迷惑をかけないようにすること、動物を苦手とする人やアレルギーなどにより動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、各防災活動拠点会議(避難所運営協議会)の実状に応じペットの一時飼育場所やペットの飼育管理などの受入れ体制を定めていきます。

## 3 東京都獣医師会大田支部との連携及び活動内容

平成 19 年度に、東京獣医師会大田支部との間に「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結しました。この協定により、区と獣医師会は連携して災害時の動物救護活動を行います。

### (1) 動物病院内に負傷動物救護所を設置

区の要請に基づき、会員動物病院内に負傷動物救護所を設置し、負傷動物の治療を行います。

### (2) 避難所の巡回

区の要請に基づき、避難所を巡回し、飼育相談を行います。

(避難所で治療は行いません。治療は負傷動物救護所で行います。)

### (3) その他、必要な応急業務

## 4 ボランティアの活用

災害時には、災害ボランティアセンターと連携し、ペットに関するボランティア活動を行うことが出来る団体や個人に協力を要請し、活動いただきます。

## 5 (仮) 避難所におけるペット対応標準マニュアルの作成

避難所での人と動物の共生を考え、避難所の衛生的な環境の確保や危害防止の観点から、具体的なペットの飼育管理方法を例示したマニュアルを作成していきます。

## 6 今後の課題

### (1) ペット関連事業者との連携

災害時に、ペットフードや動物用医薬品を確保するために、これらの関連事業者に対し、ペットの防災対策に対する協力を呼びかけていきます。

### (2) 一時動物保護場所の設置

迷子の動物や避難所で受入れることの出来ない動物を、一時的に保護し飼育するための場所の確保に向け、候補地の選定を進めます。

## 避難所同行避難ペット登録名簿

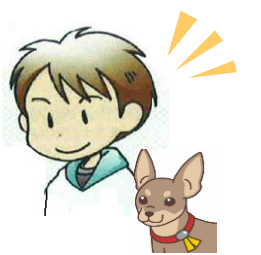
避難所名：

登録No.	飼い主	ペットの名前	種別	性別	特徴など	犬の狂犬病予防注射の有無	飼育スペース (居場所)	入退所日
1	(氏名)		犬・猫 その他	♂・ ♀	種類:	【登録】 有・無	外(        )	入 /
	(住所)				体格:			
	(電話)				毛色:			
	(避難所)				健康状態:			
2	(氏名)		犬・猫 その他	♂・ ♀	種類:	【登録】 有・無	外(        )	入 /
	(住所)				体格:			
	(電話)				毛色:			
	(避難所)				健康状態:			
3	(氏名)		犬・猫 その他	♂・ ♀	種類:	【登録】 有・無	外(        )	入 /
	(住所)				体格:			
	(電話)				毛色:			
	(避難所)				健康状態:			
4	(氏名)		犬・猫 その他	♂・ ♀	種類:	【登録】 有・無	外(        )	入 /
	(住所)				体格:			
	(電話)				毛色:			
	(避難所)				健康状態:			
5	(氏名)		犬・猫 その他	♂・ ♀	種類:	【登録】 有・無	外(        )	入 /
	(住所)				体格:			
	(電話)				毛色:			
	(避難所)				健康状態:			

## V 避難所における飼育ルール



# 避難所における飼育ルール



～飼い主の皆さんへ～ 次のことを守って、避難所で人と動物が気持ちよく過ごせるようにしましょう！！

- 1 避難所では人が優先であることを守り、ペットを飼っていない人にも配慮をすることで、ペットが持っている良い面をより伝えることができます。
- 2 ペットの飼育場所は、人の居住場所と分かります。  
避難所には、動物にアレルギーを持つ方や動物が苦手な方もいます。周囲の人に配慮し、飼育場所以外（居室等）には連れて行かないようにしましょう。
- 3 ペットは決められた飼育場所で、ケージに入れるか、支柱につなぎとめるなどして飼育しましょう。  
・ケージの置き場所や、つなぎとめる場所は、拠点本部長の指示に従ってください。  
・決められた場所以外で、ペットを飼育しないでください。
- 4 避難所に同行できるペットは次の種類です。  
犬及び猫などの小動物  
(人に危害を与える恐れのある大型動物や危険動物、特別な管理が必要な動物は受け入れることができません。)
- 5 ペットの飼育・管理は、飼い主自身が責任を持って行います。
- 6 ペットの飼育に必要な作業は、飼い主の皆さんで協力して行いましょう。  
(1) 「飼い主の会」による飼育管理
  - ① 飼い主全員で「飼い主の会」を編成する
  - ② ペットを飼育する場所を設置する
  - ③ 飼育場所にペットを収容し、登録名簿にペットを登録する
  - ④ 会員全員で飼育ルールを確認し、飼育に係る作業・当番を決定する
  - ⑤ 会員による共同作業
    - ・飼育場所全体と周辺区域の清掃・消毒
    - ・廃棄物、汚物集積場所の処理
    - ・救援物資（ペットフード、資材等）の搬入、仕分け、配分

※危害防止のため、飼い主による個別作業が望ましい場合  
・給餌、後片付け、汚物の処理、散歩
- (2) ペットの飼育に必要な資材（ケージ・その他の用具）と当面の食糧は、飼い主がそれぞれ持ち寄っていただくのが原則です。
- 7 決められた時間に給餌し、残った餌は必ず後始末をしましょう。ペットの体やケージ内、飼育場所及びその周囲を清潔に保つことで、皆が気持ちよく生活を過ごすことができます。
- 8 排泄は、特定の場所でさせ、後始末は飼い主の皆さんがきちんと行いましょう。

- 9 散歩は、敷地外または、敷地内の指定された場所で行いましょう。散歩する際には、リードは短く持つことで噛みつき等のトラブル防止になります。
- 10 避難所には、持病や負傷するなどしてペットの世話ができない飼い主さんもいます。ペットが寂しくならないように、協力して管理するようにしましょう。
- 11 ペットによる苦情・危害防止に努めましょう。  
過去の震災で、鳴き声や抜け毛、臭いなどが原因で周囲とトラブルになったことが報告されています。周囲の人にもペットの良さを知ってもらえるためにも、飼育場所でも、鳴き声や排泄物の処置など周囲の人への気配りを忘れないようにしましょう。
- 12 運動とブラッシングは、屋外の特定の場所で行いましょう。
- 13 ペットを運動させる時は、必ずリードをつけましょう。  
1つのトラブルで、ペットと一緒に過ごせなくなることを防ぐためにも、どんなにお利口さんでも、リードを放すことは絶対にやめましょう。
- 14 ペットのケガや病気の治療について  
近隣の東京都獣医師会大田支部員の動物病院で受けることができます。また、同支部員が避難所への巡回訪問をした際に、ペットの健康相談を受けることができます。なお、巡回時は、治療は行いません。
- 15 一時的に遠方の親戚や知人に預けるなどの方法も検討しましょう。  
避難生活が長引くことは、ペットにとっても大きなストレスになるので、なるべく、精神的負担を減らしてあげられるようにしましょう。

